

山口県アルコール健康障害対策推進計画の策定について

1 策定趣旨等

国の「アルコール健康障害対策推進基本計画」(平成 28 年 5 月策定)を踏まえ、本県のアルコール健康障害対策を、総合的かつ計画的に推進するため、「山口県アルコール健康障害対策推進計画」を策定。

○計画の位置付け

「アルコール健康障害対策基本法(第 14 条)」に基づく県計画(努力義務)

○計画期間

平成 29 年度～平成 33 年度(5 年間)

○山口県の現状

・飲酒習慣のある者

男性 33.9% (34.6%) 女性 4.4% (8.2%) () 内は H26 全国値

・生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者

男性 14.7% (15.8%) 女性 4.4% (8.8%) () 内は H26 全国値

・多量飲酒者

男性 6.6% (4.8%) 女性 0.9% (0.4%) () 内は H21 全国値

・成人一人あたりの酒類の消費量

76.7L/人(全国 26 位、中国 5 県で 4 位) (全国平均 80.3L/人)

・アルコール依存症経験者推計数

1.23 万人 (全国 109 万人)

2 基本的な考え方

(1) 基本理念

○発生・進行・再発の各段階での防止対策とアルコール健康障害の当事者とその家族の支援

○アルコール健康障害に関連して生ずる問題(飲酒運転、暴力等)に関する施策との有機的な連携

(2) 基本的な方向性

○正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり

○誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる相談支援体制づくり

○医療における質の向上と連携の促進

○アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

3 重点課題

○飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

<計画における目標>

◆生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少

現状 (H27) 男性 14.7% 女性 4.4% → 目標 (H32) 男性 13.0% 女性 減少させる

(参考) 国の目標 現状 (H26) 男性 15.8% 女性 8.8% → 目標 (H32) 男性 13.0% 女性 6.4%

◆未成年者の飲酒をなくす

◆妊娠中の飲酒をなくす

○アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

<計画における目標>

◆地域における相談拠点… 1箇所以上

◆アルコール依存症専門医療機関… 1箇所以上

4 基本的施策

基本的施策	主な取組
①教育の振興等	・学校教育等の推進 [拡]広報・啓発の推進 など
②不適切な飲酒の誘引の防止	・販売（未成年者への販売に対する取締り等） ・提供（未成年者への提供禁止の周知等） など
③健康診断及び保健指導	・地域・職域における健康障害への早期介入の推進
④アルコール健康障害に係る医療の充実等	[新]アルコール健康障害に係る医療の質の向上（専門医療機関を定める等） ・医療連携の推進（一般医療と専門医療の連携強化）
⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等	・飲酒運転をした者などに対する指導等 ・暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する指導等
⑥相談支援等	[新]地域における相談支援体制の充実（相談拠点の明確化等）
⑦社会復帰の支援	・就労及び復職の支援 ・アルコール依存症からの回復支援
⑧民間団体の活動に対する支援	[拡]自助グループ等との連携を促進（役割を果たす機会の提供等）
⑨人材の確保等	・アルコール健康障害対策に関わる人材の育成
⑩調査研究の推進等	・アルコール関連問題に関する県内の課題等把握

5 推進体制等

- (1) 関連施策との有機的な連携
関連施策との有機的な連携のための県関係課の連絡・調整
- (2) 推進体制
山口県アルコール健康障害対策協議会
市町、事業者、医療機関、自助グループ等様々な関係者との協議
- (3) 計画の進行管理
山口県アルコール健康障害対策協議会で、計画の進捗状況の把握、適切な進行管理
- (4) 計画の見直し
アルコール健康障害に関する状況の変化、対策の効果に対する評価を踏まえ、少なくとも5年毎に、本計画に検討を加え、必要があると認められる時には、対策協議会の意見を聴きながら、計画を変更(法第14条第3項)